

「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れ表明について

当社は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に賛同し、受け入れることを表明します。なお、当社は上場個別株式を保有しておりませんが、投資信託運用に関して、投資信託の運用会社が本コードの原則に則した投資を行っていることを確認しております。

「日本版スチュワードシップ・コード」の各原則と当社の対応は以下をご参照ください。

「日本版スチュワードシップ・コード」の各原則と当社の対応

原則 1

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に賛同し、スチュワードシップ責任を果たすための方針を以下に定めます。

<スチュワードシップ責任を果たすための方針>

当社は、生命保険会社として、お客さまからお預かりした保険料等を安全かつ効率的に運用し、お客さまへの保険金等のお支払いを確実に行うことを使命としています。そのために、投資先企業の持続的な成長を促し、企業価値向上を図ることが重要であると考えます。

また、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、投資先企業との建設的な対話（以下、エンゲージメント）を通じて、企業価値向上や持続的な成長を促すことにより、お客さまの中長期的な利益の向上に貢献します。

原則 2

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、管理方針を以下に定めます。

<スチュワードシップ活動における利益相反の管理方針>

当社は、スチュワードシップ活動を行うにあたり、利益相反が生じる可能性がある場合には、適切な情報管理や意思決定プロセスを確立し、お客さまの利益を最優先に行動します。

原則 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資先企業の経営戦略や財務状況を把握する他、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み等の非財務情報について、定期的な情報収集や分析を行います。また、外部の専門機関（ESG 評価機関、調査会社等）と連携し、評価や分析を行います。

原則 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、エンゲージメントを通じて、投資先企業の課題や改善点を把握し、必要に応じて提言や働きかけを行います。それにより、投資先企業の企業価値向上や持続的な成長の実現を目指します。

外部委託している運用資産については、運用委託先に投資先企業に対するエンゲージメントの実施状況に関する報告を求めます。また、運用委託先のスチュワードシップ活動の年次評価を行うとともに、運用委託先と積極的に対話を行います。

原則 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、「アセットオーナーである機関投資家」として、投資信託の各運用会社の議決権行使方針と行使結果が開示されていることを確認しております。

原則 6

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、スチュワードシップ活動の実施状況について、ウェブサイト等を通じて定期的に開示します。

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、投資担当者の専門性向上や情報収集体制の強化を図り、質の高いエンゲージメントを実施します。また、ESG に関する専門知識を有する人材の育成や外部専門機関との連携を強化します。

原則 8

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は、機関投資家向けサービス提供者ではありません。

以上